

■【トピックス】
中国共産党大会！



10月に中国の共産党大会が開催され、習近平総書記の3期目が決定されました。3期目の続投は予想通りでしたが、新しいチャイナ7の顔ぶれに金融市場は大きく下落するという反応をしました。

ここにきて習近平総書記の意図が明らかになったように思われます。それは経済を犠牲にしても共産主義体制へ回帰することです。すでに、人民公社を復活するような動きが見られます。

■【ビジネス・アイ】
副業の収入金額！

- 社長 「このところ何もかもが値上げでコストアップが半端ないよ」
花野 「そうですね。値上げは今年だけでなく来年も続きそうですね」
社長 「ところで、この前まで副業の収入が300万円ないと、副業と認められないとか騒いでいたよね。うちは業務に影響を与えないなら副業もOKにしているんだけどね」
花野 「あれは結局、収入が300万円以下でも帳簿を付けていれば事業所得して認めるというふうに通達が修正されましたね」
社長 「なんで、そもそもあんなに騒いでいたのかなあ？」
花野 「あの背景には、副業を使った過度な節税問題があったんですよ。サラリーマンが副業で赤字がでたことになって、給与所得と通算することによって源泉税の還付を受けていたんですよ」
社長 「そういうことなんだ」
花野 「それも、それを指南することをビジネスしている人もいて目立ってしまったということですね」
社長 「そうなんだ。それならとりあえず帳簿があればOKということなんだね」
花野 「OKというか、前提がありまして何でもOKという訳ではなくて、『社会通念上事業と称するに至る程度で行っている』ことが必要なんですよ」
社長 「そりゃそうか。さすがに帳簿があれば何でもいという訳じゃないんだね」

■【今月のキーワード】
事業所得と副業

副業が事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかで判定されます。なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合には、業務に係る雑所得とされます。ただし、その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得として認められる事実がある場合には、事業所得とされます。つまり、基本的には、事業的規模である場合には事業所得、事業的規模でない場合には雑所得とされます。

■【今月の1冊】
『ビジネスと人権入門』
羽生田 慶介 著
日経BP ¥2,000

企業経営、特に上場会社においては、脱炭素を始めとする環境問題にどのように対応するのがこれまで問われていました。

しかし、今、企業には持続的に成長するために環境だけでなく人権についても対応することが求められています。単体の企業だけでなく、外部取引先も含めたサプライチェーンの人権についても責任を求められています。



■【編集後記】

コロナワクチンの4回目を接種しました。その1週間後にインフルエンザワクチンを接種しました。それぞれに痛みと微熱の副反応がありましたが、これでもりあえずは、冬のコロナ第8波とインフルエンザの流行には備えられましたね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.189(毎月1日発行)

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2022.12.1 ●発行人：花野康成
- 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
- TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808